

## 高圧ガス保安主任者等届

根 拠 法 令

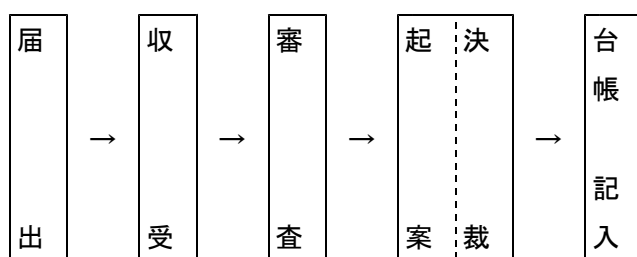
法第27条の3 一般則71条、液石則第69条、コンビ則第30条

適

用

第1種製造者が、保安主任者、保安企画推進員を選任・解任する場合。(その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後遅滞なく提出する。)

### 手 順



### 必要書類

- 1 高圧ガス保安主任者等届書（一般則様式第34、液石則様式第33、コンビ則様式第15）
- 2 製造保安責任者免状の写し（解任の場合を除く）

保安企画推進員（免状は不要）の場合は一般則70条、液石則第68条、コンビ則第29条に規定する要件に該当する者であることを証明する書面を添付させる。

### 審 査

- 1 製造施設の選任区分に応じた免状を所有し、製造に関する経験を有していること。
  - 2 高圧ガスに係る保安に関する知識経験を有する者であるかどうか。
- ※ 選任基準については一般則第69条第1項、液石則第67条第1項、コンビ則第28条第1項

### 台帳記入

決裁後、台帳に記入する。